

すかがわ統計月報 31年4月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話)0248-76-8609

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(平成31年3月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.76倍(対前年同月比0.05ポイント増、対前月比0.09ポイント減)

3月の新たな求職申込みは513件、求人申込みは903人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し1.76人分の求人が申込みれたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

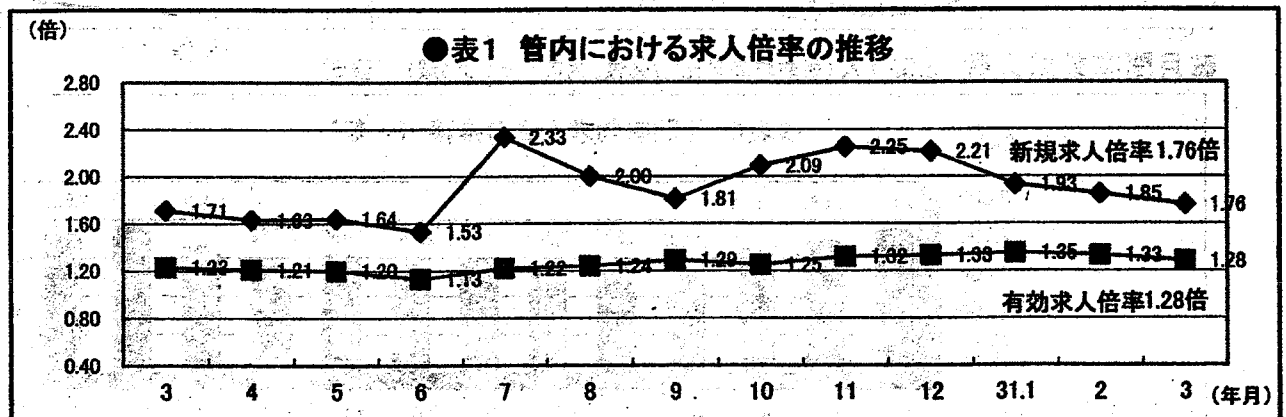
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.28倍(対前年同月比0.05ポイント増、対前月比0.05ポイント減)

2月から引き続き求職している方と3月に新たに求職申込みした方の合計が2,058人であったのに対し、2月から繰り越された求人と3月に新たに申込みれた求人の合計は2,625人でした。
これは、1人の求職者に対し1.28人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

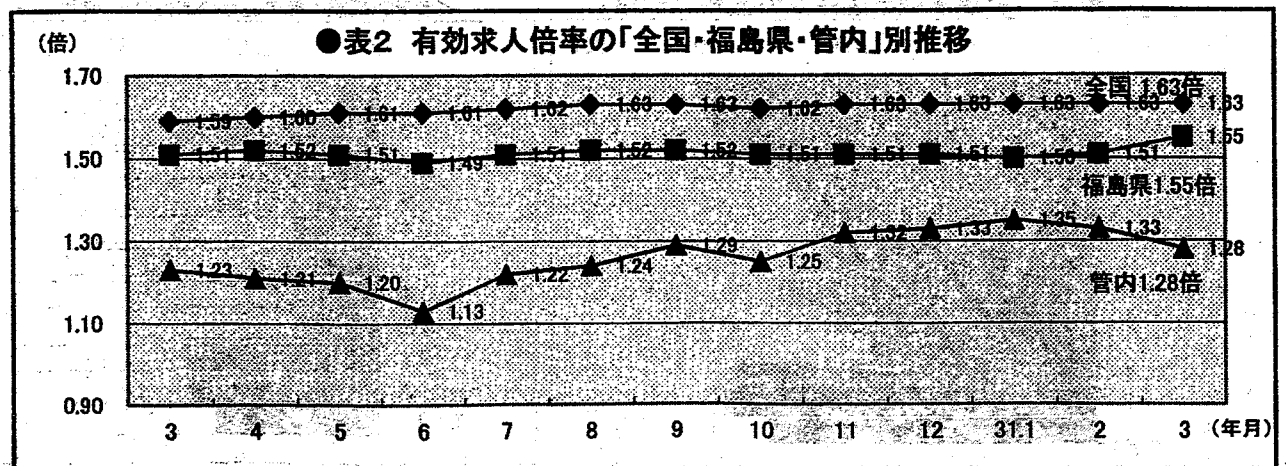


■有効求人倍率 【全国】1.63倍(対前年同月比0.04ポイント増、対前月比±0)

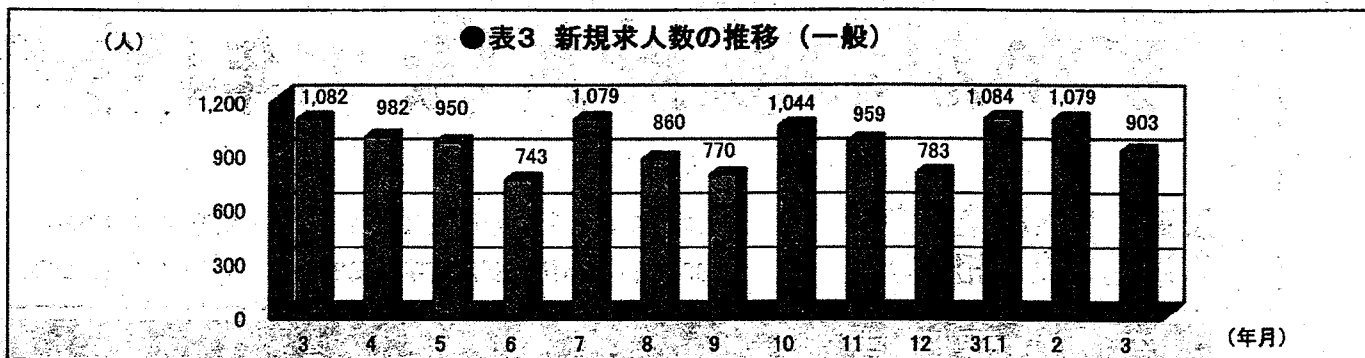
【福島県】1.55倍(対前年同月比0.04ポイント増、対前月比0.04ポイント増)

【管内】1.28倍(対前年同月比0.05ポイント増、対前月比0.05ポイント減)

※なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



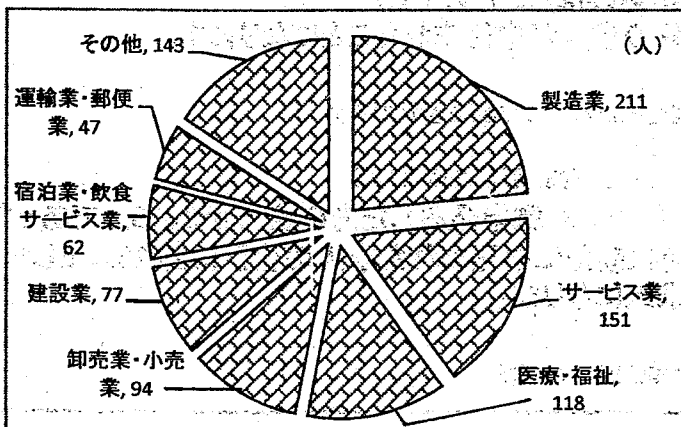
■新規求人人数 903人(対前年同月比16.5%減、対前月比16.3%減)(表3)



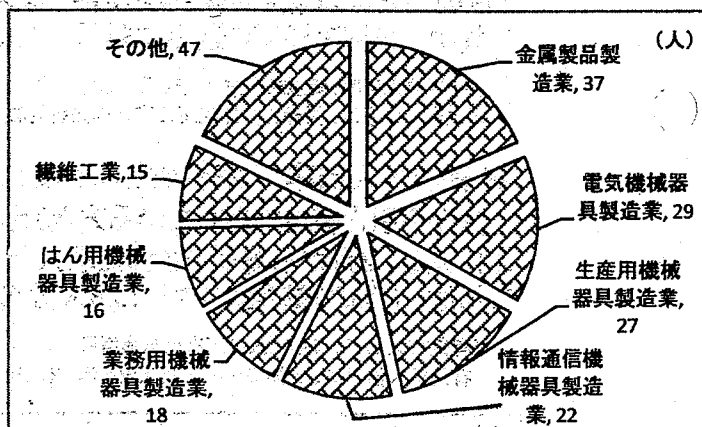
3月の新規求人人数を産業別に見ると、製造業が211人と最も多く、全体の23.4%を占めており、次いでサービス業、医療・福祉、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は金属製品製造業が37人と最も多く、製造業全体の17.5%を占めており、次いで、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業となっています。(表5)

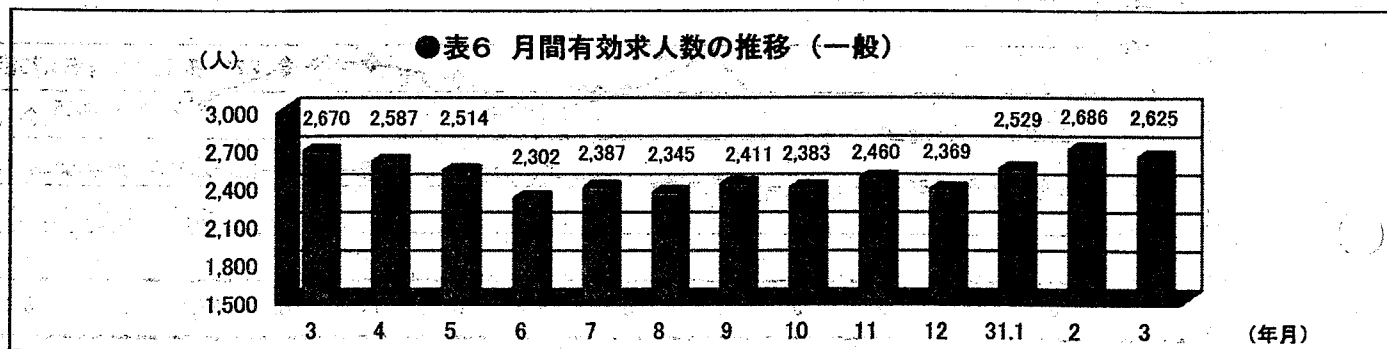
●表4 新規求人人数の産業別内訳(3月)



●表5 新規求人人数(製造業)内訳(3月)

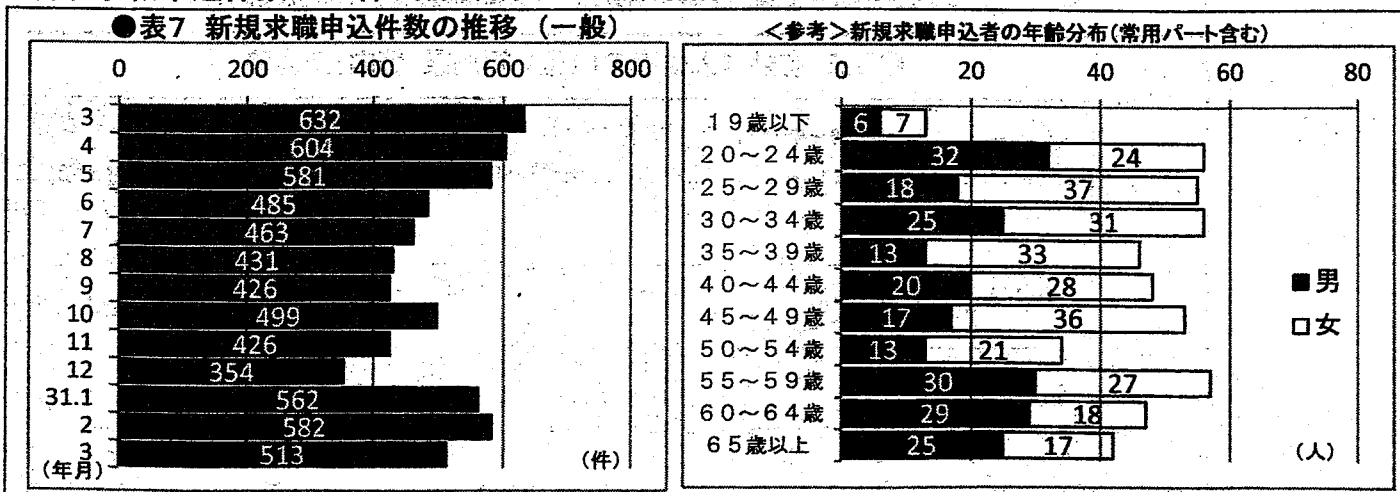


■月間有効求人人数 2,625人(対前年同月比1.7%減、対前月比2.3%減)(表6)

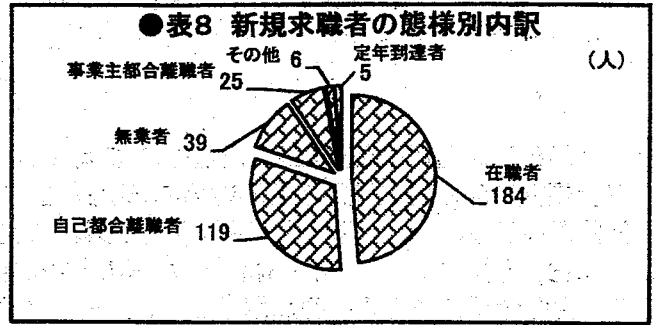


求職

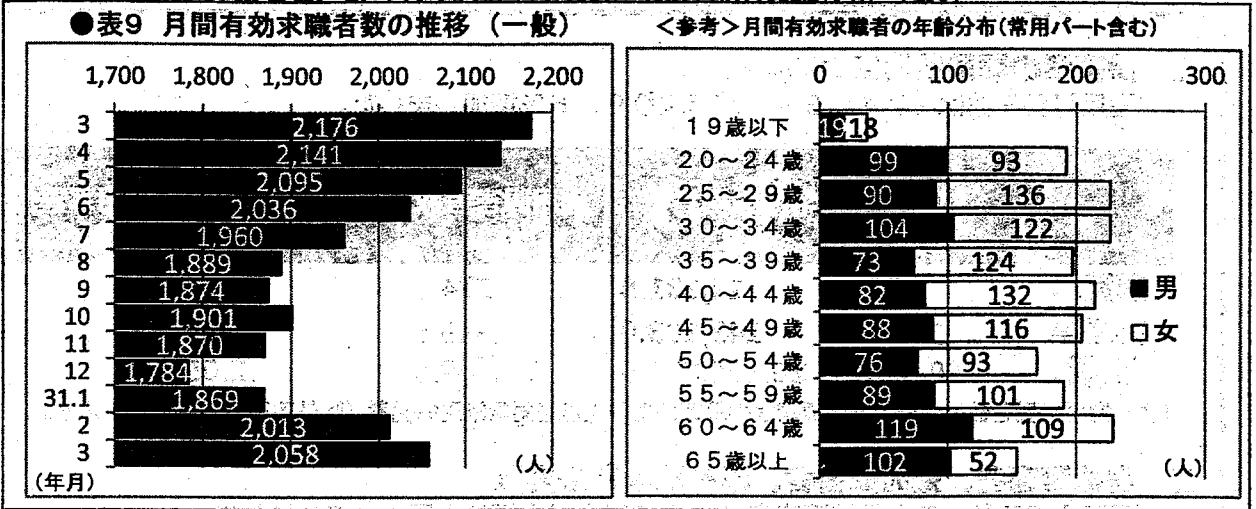
■新規求職申込件数 513件(対前年同月比18.8%減、対前月比11.9%減)(表7)



3月の新規求職申込件数378件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が184人と最も多く、全体の48.7%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比31.5%)、無業者(同10.3%)、事業主都合離職者(同6.6%)、その他(同1.6%)となっています。(表8)



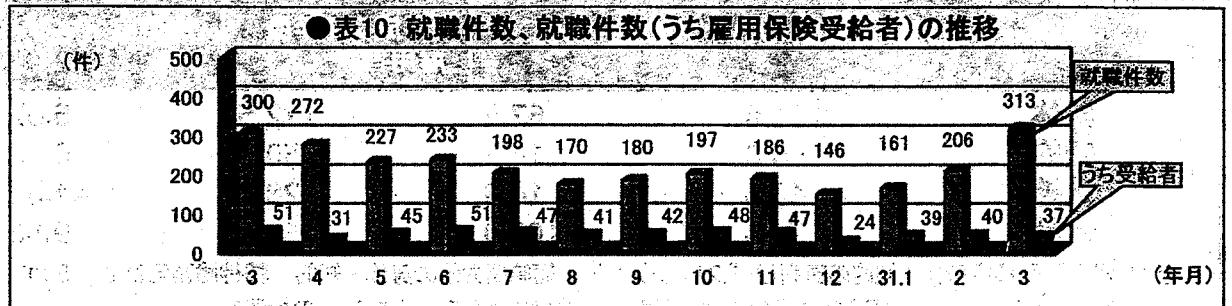
■月間有効求職者数 2,058人(対前年同月比5.4%減、対前月比2.2%増)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

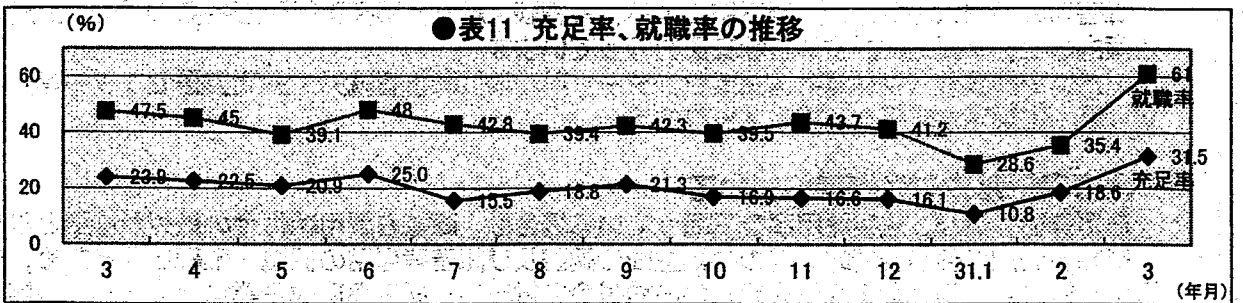
■就職件数 313件(対前年同月比4.3%増、対前月比51.9%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 37件(対前年同月比27.5%減、対前月比7.5%減)(表10)



充足率、就職率

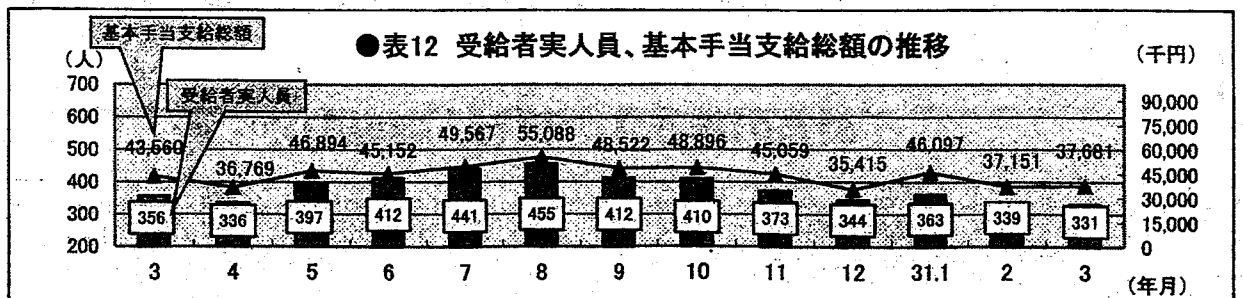
■充足率 31.5%(対前年同月比7.6ポイント増、対前月比12.9ポイント増)
 ■就職率 61.0%(対前年同月比13.5ポイント増、対前月比25.6ポイント増)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 331人(対前年同月比7.0%減、対前月比2.4%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 37,681千円(対前年同月比13.5%減、対前月比1.4%増)(表12)



障害者雇用状況報告の集計結果 (平成30年6月1日現在)

ハローワーク須賀川

「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、管内に本社機能を有する企業のうち常用労働者45.5人以上規模で障害者を雇用する義務のある事業主から、平成30年6月1日現在における障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）の雇用状況の報告を求め集計結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

なお、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定基礎に加わること等を踏まえ、民間企業の法定障害者雇用率が2.2%となりました。（国・地方公共団体等は2.5%、教育委員会は2.4%に法定障害者雇用率が改正されました。）

1 障害者の雇用状況について

雇用障害者数は274.5人で前年より9.6%増加しました。

	対象 企業数	常用労働者数 (人)	雇用障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業の 割合 (%)
須賀川	97	14,131.5	274.5	1.94	60.8
福島県	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1
全国	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9

(注) 常用労働者数は、法定雇用障害者の算定の基礎となる対象常用労働者（除外率算定後）をいいます。

2 身体障害者、知的障害者、精神障害者の内訳

雇用障害者数のうち精神障害者の占める割合が大幅な上昇傾向にあります。

種別	雇用障害者数(人)	割合 (%)	平成29年度 雇用者数(人)	増減率 (%)
身体	184.0	67.0	172.5	6.67
知的	50.0	18.2	50.0	0.00
精神	40.5	14.8	28.0	44.64
合計	274.5	100.0	250.5	9.58

(注) 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。（但し、短時間労働の精神障害者の条件付きでダブルカウントの特例あり）

* 重度障害者：1級又は2級の身体障害者及び知的障害者で程度が重いと判定された者。

3 ハローワークにおける障害者雇用に関する相談・支援

障害者専用求人受付、担当者制による職業相談・紹介、障害者就職面接会の開催、助成金制度のご案内など、事業主に対する各種支援を行っています。

また、専門機関（福島障害者職業センター、県中地域障害者就労・生活支援センター等）と連携した就職・職場定着支援を実施しております。

4 障害者雇用納付金制度について

雇用障害者数が、法定雇用率を下回っている場合は、障害者雇用納付金の納付が必要となります。

障害者雇用に伴う経済的負担の事業主間の調整及び障害者雇用の促進・継続を図るため、雇用率未達成企業（常用労働者10.0人超）から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、各種助成金を支給しています。

なお、納付金を支払っても障害者の雇用義務は免除されません。

詳しい内容は、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部（電話 024-526-1510）へお問い合わせください。

～障害のある人の力を、職場の方に～

障害のある人がもっと働きやすくなるためには、事業主の皆様のご理解とご協力が必要です。
障害者雇用についてご検討いただきますようお願いいたします。